

輸出商社と連携した県産品販路拡大支援事業事務局運営業務委託 企画コンペ実施要領

この要領は、標記業務に係る企画コンペに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託者を選定する手続に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県内事業者と連携して意欲的に販路開拓に取り組む輸出商社等の営業活動を支援する、「輸出商社と連携した県産品販路拡大支援事業」の事務局を設置し運営を行う事業者を募集する。

2 業務の内容

別添『輸出商社と連携した県産品販路拡大支援事業事務局運営業務委託仕様書(案)』による。

3 事業費

16,366千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 履行期限

令和9年3月26日（金曜日）まで

5 参加要件

企画コンペに参加できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7号第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他

- の団体又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人その他の団体又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又個人

6 企画コンペの実施方法等

(1) 企画コンペティション質問書の提出

業務に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出書類
別添「企画コンペティション質問書」(様式1)
- ② 提出先
「10 提出及び問合せ先」のとおりに
※ 電子メールで提出すること
※ 電話で受領確認を行うこと
- ③ 提出期限
令和8年4月10日(金)午後5時必着
- ④ 質問に対する回答
質問書の内容及び回答は、令和8年4月14日(火)までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 企画コンペティション参加申込書の提出

- ① 提出書類
ア 別添「企画コンペティション参加申込書」(様式2)
イ 添付書類
(a) 入札参加資格審査結果通知書の写し
- ② 提出先
上記6(1)②に同じ
- ③ 提出期限
令和8年4月16日(木)午後5時必着
- ④ 参加資格の決定及び通知
参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む)については、企画コンペティション参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて後日通知する。
なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(3) 企画コンペティション提案書の提出

① 提出書類（白黒印刷、カラー印刷は問わない）

ア 企画コンペティション提案書・企画提案書

別添「企画コンペティション提案書」（様式3）ならびに企画提案書（任意様式）を各社作成のうえ提出すること。

企画提案書については、A4縦を原則として使用し、横書きとする。

別添仕様書の事項についてそれぞれ提案内容を記載し、必要に応じて図表や画像を利用し、提案すること。

イ その他企画コンペにおいて必要な書類（追加提案事項・実績PR事項等）

企画提案書のほか、必要な書類を提出すること。これについても企画提案書と同様の仕様により提案すること。

別添仕様書に記載の事項以外でも必要な提案事項や追加で可能な調査の提案、また自社のこれまでの実績をアピールする資料等の提出をして構わない。

ウ 参考見積書

別添仕様書の業務内容ごとに金額の内訳を明記すること。なお、その他必要と思われる事項は追加すること。

※ 正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 実施スケジュール、実施体制図（スタッフ体制）

オ 類似の実績（過去3年以内における主な実績）

カ 会社概要

② 提出先

上記6(1)②に同じ

③ 提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時必着

※ 期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

④ 企画提案書選考方法

別途審査要領を定め、審査要領により認定された審査員による書類選考とする。

(4) 選定方法

書類審査を実施後、企画コンペに参加した事業所の中から、特に内容等が優れたものと随意契約により委託契約を締結する。

7 事業者の選定

(1) 的確性

- ・ 仕様書の内容に沿って、輸出商社と連携した県産品販路拡大支援事業の事務局運営が可能な提案となっているか。
- ・ 企画提案書はわかりやすくできているか。

(2) 妥当性

- ・ 実施手順・スケジュールは明確且つ妥当か。

- ・ 見積金額は妥当な積算となっているか。
- (3) 実現性
 - ・ 業務執行のための必要な実施体制が取られ、迅速・柔軟な対応ができる体制になっているか。
 - ・ 類似業務の受託実績があるか。
- (4) 先進性
 - ・ 提案内容が創意工夫に溢れ、魅力的な内容となっているか。
 - ・ ターゲットを明確にし、効果的な手法の提案になっているか。

8 その他

- (1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 提出した書類データは返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 選定結果については、全参加事業者電子メールにて連絡する。
- (6) 決定した業者と業務打合せ（必要に応じて提案された企画の修正・変更）を行い、委託契約を締結する。
なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。
- (7) 本要領等に関する質問は、電話又は電子メールですること。
- (8) 採択後、事業実施に際し、事業実施者と協議の上で、適宜内容の改善が図られる場合があります。

9 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 企画コンペ募集開始（県 HP に掲載） | 令和8年4月3日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 4月10日（金）午後5時 |
| (3) 質問書回答 | 4月14日（火） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 4月16日（木）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 4月23日（木）午後5時 |
| (6) 委託業者決定（契約の事務手続き） | 4月28日（火） |
| (7) 委託業務の着手・実施 | 4月下旬 |
| (8) 募集開始 | 5月中旬～2週間程度 |
| (9) 選定委員会・交付決定 | 6月上旬 |
| (10) 事業開始 | 7月上旬 |
| (11) 事業終了 | 令和9年2月上旬 |
| (12) 実績報告書提出 | 3月26日（金）まで |

10 提出及び問合せ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部販路拡大・輸出促進課貿易振興係

担当：上野、東條

TEL：099-286-3053

FAX：099-286-5581

E-mail：boueki@pref.kagoshima.lg.jp